

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年二月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年三月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその の条項
三	振替法の適 用等
四	発行方法
五	募入決定の 方法
六	発行額
七	払込金額

利付国庫債券（十年）（第三百二十三回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十二回、第六十七回、第九十五回、第九十七回、第一百回及び第一百三回）
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
額面金額で二千九百九十六億円
三千三百二十九億五千七百七十

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利息の払込み

九万四千円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額とする。

平成十五年二月二十八日
発行対象国債ごと額面金額
百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えた額の払込式により払い出す。

各発行対象国債の額面金額の利率の総額 $100 \times$ 各発行対象国債の償還期日か、償還期日までの期間にわたる利息の払込み回数 (日と日との間の日数) $\div 365$

(二)

発行時に、おいて、その利息の発生に係る所得税が、源泉徴収されるものも、口座記載又は記録さるものも、口座記載又は記録さるものも、のりついで、前記(一)の算式による額に、二分の二、十分の一、五分の一を

十四
利
子

十五
十六
十七
十八
十九
二十

二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四
十三
十二
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一

償還期
償還額
入札の
基準
各発行
の
象
利
元
払
入
者
払
札
参
加
期
日

乗じた金額（ただし、当該国債の発行時における非居住者又は、前記（一）の算式で算出た金額を所轄の税率を乗じた金額を控除することができる。）

第十号に規定する発行日後の各期に、各象の支払額を、次の算式により算出し、支払期が銀行休業日に当たるときは、翌営業日に支払う（償還期限に達するまで）。

$$\frac{\text{償還額} \times \text{償還日} \times \text{償還日} \times \text{償還日}}{100 \times 1 \times 2}$$

（別表のとおり）
額面金額の100%に、平成二十五年二月二十六日付で、日本証券業協会が発した公社債店頭売買参考統估值の平均値を、日本銀行回りとする。

平成二十五年二月二十八日

財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十年) (第三回)	○・九%	平成六年三月二十四日	六百六十億円
利付国庫債券 (第六十年) (第二回)	○・八%	平成六年三月二十五日	四十四億円
利付国庫債券 (第六十年) (第七回)	一・九%	平成三年三月二十六日	八十八億円
利付国庫債券 (第九十年) (五回)	二・三%	平成六年三月二十九日	五十億円
利付国庫債券 (第九十年) (七回)	二・二%	平成九年三月二十九日	八億円
利付国庫債券 (第十年) (第二回)	二・二%	平成四年三月二十九日	四百十六億円
利付国庫債券 (第十年) (第三回)	二・三%	平成四年三月二十九日	六千九百九十億円